

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *いじめは人間として絶対に許されない行為であるという理念に基づき、全職員及び全生徒でいじめ問題に取り組んでいきます。
- *いじめはいつ、どの生徒にも、どこでも起こりうるものと考え、いじめを起こさない環境づくりに向けて、すべての生徒に居場所がある学級づくりや、わかりやすい授業に取り組んでいきます。
- *『いじめの防止等のための基本的な方針』に則り、子どもが安心して学べる学校づくりに取り組んでいきます。
- *生徒自らがいじめ問題を考える機会を大事にすると共に、ピア・サポート活動を積極的に取り入れ、より良い人間関係を築けるようにしていきます。

【未然防止】

- *教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、人間関係づくりプログラム活動（エンカウンター）を充実し、自他の存在を認め、互いを尊重できる心を育みます。
- *ピアサポート活動に取り組んだり、個々の生徒が活躍する場を設定したりして、温かな人間関係をつくり、他者の役に立っているという自己有用感を高めます。
- *生徒会が掲げるいじめ根絶5箇条を確認、掲示し、いじめ問題を主体的に考え、いじめ防止に向けて取り組めるようにします。
- *道徳の授業、集会等での説話など、日常的にいじめ問題に触れ、『いじめは絶対に許されない行為である』という雰囲気在校内に醸成します。家庭教育の中でもいじめを行わないという規範意識を養うよう協力を求めます。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 道徳の授業などで、いじめについて考えることができた。

【早期発見】

- *小さな変化を見逃さないように、生徒に寄り添い、生徒の状況を複数で把握するとともに、相談できる雰囲気醸成します。小さな兆候であっても組織で対応し、いじめを積極的に認知していきます。
- *いじめに関して相談できるような相談体制を整えていきます。
- *定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、生徒の状況を把握していきます。
- *日頃から教職員相互の情報交換を密にして、生徒の変化を見逃さないように心がけます。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 生活アンケートの実施回数を学期1回から毎月に変更した。この事でこれまで上がって来なかった小さいいじめの芽を認知できるようになり、早期対応につながった。加えて日ごろの情報交換を頻繁に行い、いじめの早期発見につなげる事で、組織で対応することができた。

【早期対応】

- *いじめを認知したら迅速に組織で対応します。
- *いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安心して学校生活が送れるように配慮していきます。
- *いじめた生徒に対しては毅然とした姿勢で対応していきます。
- *被害者、加害者の保護者にも速やかに事実を伝えるとともに、適切な支援と指導を行います。
- *いじめを見ていた集団についても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを許さない雰囲気を学校全体に生徒自らが醸成させていきます。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 加害者、被害者のどちらに対して、迅速に情報収集を行い、適切な支援や指導を組織で行うことができた。また、周囲への指導や啓発も適切に行うことができた。

【PTAや地域との連携】

- *この基本方針を保護者や地域に公表し、いじめ問題への対応についての理解を図ります。また、保護者には子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。
- *青少年健全育成推進会議や民生児童委員連絡会で、学校における生徒の表れを伝え、地域での生徒の様子について情報を得ることで、地域と連携して対応できるようにしていきます。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *生徒自ら制定した『いじめ根絶5箇条』を伝統にするために生徒大会、生徒集会等で考える場を設定していきます。また、各学級に掲示をして啓発をします。
- *生徒・教師の合言葉である『誰にとっても居心地の良い学校』を具現化するために各学級での道徳の授業や縦割り集団等で、居心地の良い学校にしていくためにできることを考え、実践していくような機会を設定していきます。

【いじめ対策委員会】

- 委員長：校長
- 副委員長：教頭
- 委員：生徒指導主事 教務主任 養護教諭 PTA代表 地域教育関係者代表 スクールカウンセラー（+生徒代表=生徒会長）

【職員研修・指導体制】

- *いじめの防止に向けて、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な対応等の理解について研修を行い、いじめ問題について共通認識を図り、組織で対応する体制を整えていきます。

【取組等の点検】

- *文部科学省「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」、静岡県・市町教育委員会代表者会いじめ対応マニュアル「いじめに対する教職員意識調査」を活用し、組織での対応や個々の教職員の意識を高めていきます。（学期に1回）

【関係機関との連携】

- *いじめの問題が認知された場合には、速やかに市教委に報告し、連携して対応していきます。
- *いじめの背景にある要因により、子ども家庭課、児相、警察等の関係機関と速やかに連携して対応していきます。